

保国発0327第4号  
平成31年3月27日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長  
（公印省略）

「国民健康保険団体連合会における経理事務について」の一部改正について

国民健康保険団体連合会においては、支払基金業務効率化・高度化計画（平成29年7月厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金）等に基づき、今後、審査支払業務等の更なる高度化や効率化に取り組む必要がある。今般、これらの投資に向けた原資を柔軟かつ迅速に調達する観点から、「国民健康保険団体連合会における経理事務について」（昭和56年8月21日付け保発第62号厚生省保険局国民健康保険課長・国民健康保険指導管理官通知）の一部を別添のとおり改正し、平成31年度決算より適用することとしたので、その旨御了知の上、貴管内の国民健康保険団体連合会への周知等に御配慮願いたい。

なお、この通知による改正部分については、国税庁及び省内関係部局と協議済みであることを申し添える。